

同時発表：石川県

令和6年12月23日

北陸地方整備局港湾空港部

令和6年能登半島地震からの港湾・海岸・空港の 復旧・復興方針を発表します。

令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けて、発災直後から応急復旧を行ったことにより、各港湾で、災害廃棄物の海上輸送（宇出津港、飯田港、穴水港、七尾港）、セメント船の利用（金沢港）、漁業の一部再開（輪島港）などが進められているとともに、港湾・海岸・空港施設の早期の復旧・復興に向けて、石川県（港湾管理者）と北陸地方整備局が連携し、関係者と施設の利用調整を行いながら、本格復旧を進めています。

今般、能登半島地震からの港湾・海岸・空港の早期復旧・復興に向け、今後の取り組みの方針をお示しすることとしましたのでお知らせします。

今後、本方針を踏まえ、関係者と連携し、令和6年能登半島地震からの早期の復旧・復興に取り組んで参ります。

■ 令和6年能登半島地震からの港湾・海岸・空港の復旧・復興方針（別紙1、2）

■ 「能登半島等における港湾施設の復旧の見通し（目標）※」（別紙3）

※ 本年7月に公表した資料をその後の各施設の設計、関係者調整、工事の契約手続き等の進捗状況を踏まえて更新するとともに、石川県の施設も追加したもの。

<記者発表先>

石川県政記者クラブ

専門紙

【お問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 港湾空港企画官 くらとみ 倉富

TEL:025-280-8760

石川県土木部港湾課 課長：おさはし 納橋、課参事：まえだ 前田

TEL:076-225-1749

令和6年能登半島地震からの港湾・海岸・空港の復旧・復興方針

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けて、発災直後から応急復旧を行ったことにより、各港湾で、災害廃棄物の海上輸送（宇出津港、飯田港、穴水港、七尾港）、セメント船の利用（金沢港）、漁業の一部再開（輪島港）などが進められているとともに【別紙2 P1～2 参照】、係留施設の利用調整を行いながら、港湾の本格復旧を進めている【別紙2 P3～P4 参照】。
- 今後、能登半島地震からの港湾・海岸・空港の早期復旧・復興に向けて、以下の方針で取り組みを推進する。

【短期（発災から概ね2～3年）】

- 地域経済再生や生業再建に資する係留施設について、利用を確保しながら段階的に復旧工事を進め、令和7年度末までの完成を目指す【別紙2 P5～P9 参照、別紙3 参照】。
- 災害廃棄物の広域処理の拠点となっている、宇出津港、飯田港、穴水港、七尾港においては、利用者と調整を行い、災害廃棄物の輸送を継続しつつ、係留施設の復旧を推進する。
- 発災直後に災害支援船に利用された係留施設や、現在、災害復旧の拠点として活用されている係留施設については、再度災害防止の観点から、被災状況を踏まえ、必要な液状化対策や吸出し防止対策等により強靱化を図る。
- 輪島港においては、これまでに前例のない地盤隆起や、日本海の冬季波浪等における厳しい条件下での復旧・復興が必要となる。そのような状況を踏まえ、奥能登地域の水産業の復興に資するため、段階的に供用させながら令和8年度中を目途に可能な限り早期の完成を目指す＜第一段階＞。
- 飯田港で実施される復旧工事については、背後地域から発生する災害廃棄物や災害土砂の再利用に努める。
- 和倉温泉の護岸は、背後にある旅館の再建と歩調を合わせつつ、令和8年度中を目途に可能な限り早期の完成を目指す【別紙2 P10 参照】。
- 飯田港海岸については、周辺の海岸の復旧と歩調を合わせつつ、令和7年度末までの完成を目指す。
- 能登空港の滑走路等の主要な施設については、利用を確保しながら工事を進め、令和7年度末までの完成を目指す【別紙2 P11 参照】。

【中長期】

- 地盤隆起に加え、豪雨による土砂流入があった輪島港については、輪島港復旧・復興プラン検討会でとりまとめ予定（令和6年度末）の中長期の復興プランを踏まえ、取り組みを進める＜第二段階＞。
- 地震及び津波により複雑に変形し、被災した飯田港防波堤については、飯田港東防波堤復旧技術検討会において、令和6年度中に復旧方針をとりまとめ、その方針に従い、復旧に取り組む。

別紙2 参考資料

復旧・復興に向けた港湾の利用状況

- 地域産業の再生・生業の再建に向け、利用を継続しながら復旧工事を推進中。

七尾港（6月2日）



地域産業を支える木材輸入の再開

金沢港（6月5日）



石川県のセメント需要の太宗を担う岸壁利用の再開

七尾港（9月19日）



「にっぽん丸」が七尾港に寄港（地震後初）

輪島港（11月8日）

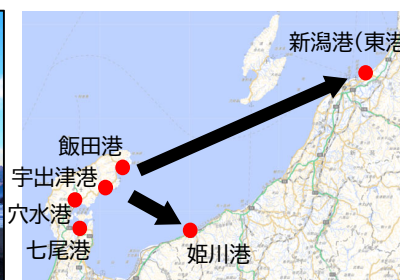


地域の生業であるカニ漁の再開

災害廃棄物の海上輸送の利用を確保しながら、港湾施設の復旧を推進

- 災害廃棄物の発生量は、石川県全体で約332万tと推計され、このうち28万トンが海上輸送による広域処理が見込まれている。
- 飯田港、宇出津港、穴水港、七尾港から公費解体で発生した災害廃棄物(木くず)の姫川港や新潟港(東港)への海上輸送を実施中。
- 利用者と調整を行い、災害廃棄物の輸送を確保しながら、港湾施設の復旧を推進。

【令和6年7月11日から開始】 【令和6年7月30日から開始】 【令和6年10月19日から開始】 【令和6年12月10日から開始】



各港における災害廃棄物（木くず）積み込み状況

位置図

出典：国土地理院HP
(<https://maps.gsi.go.jp/>) の地図を活用し
北陸地方整備局が作成

海上輸送



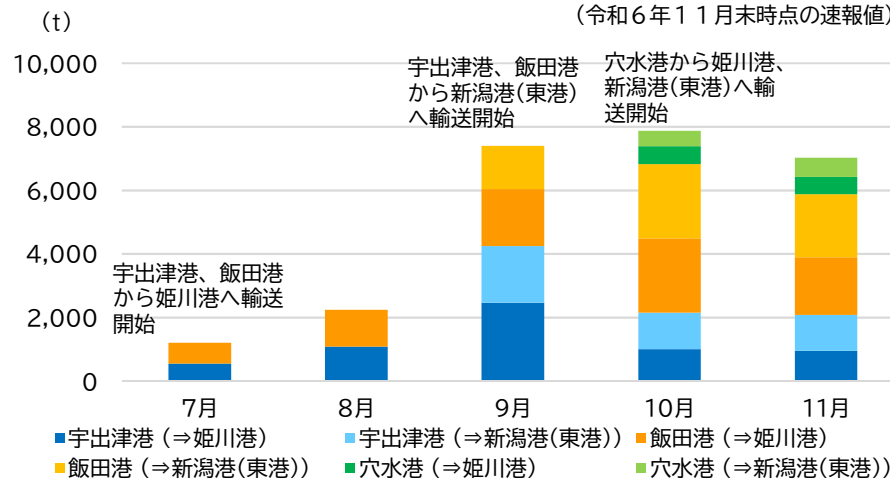
木質バイオマス発電施設やセメント製造の原燃料として活用



出典：左上写真は明星セメント(株)HPより引用

能登半島からの災害廃棄物（木くず）の海上輸送量

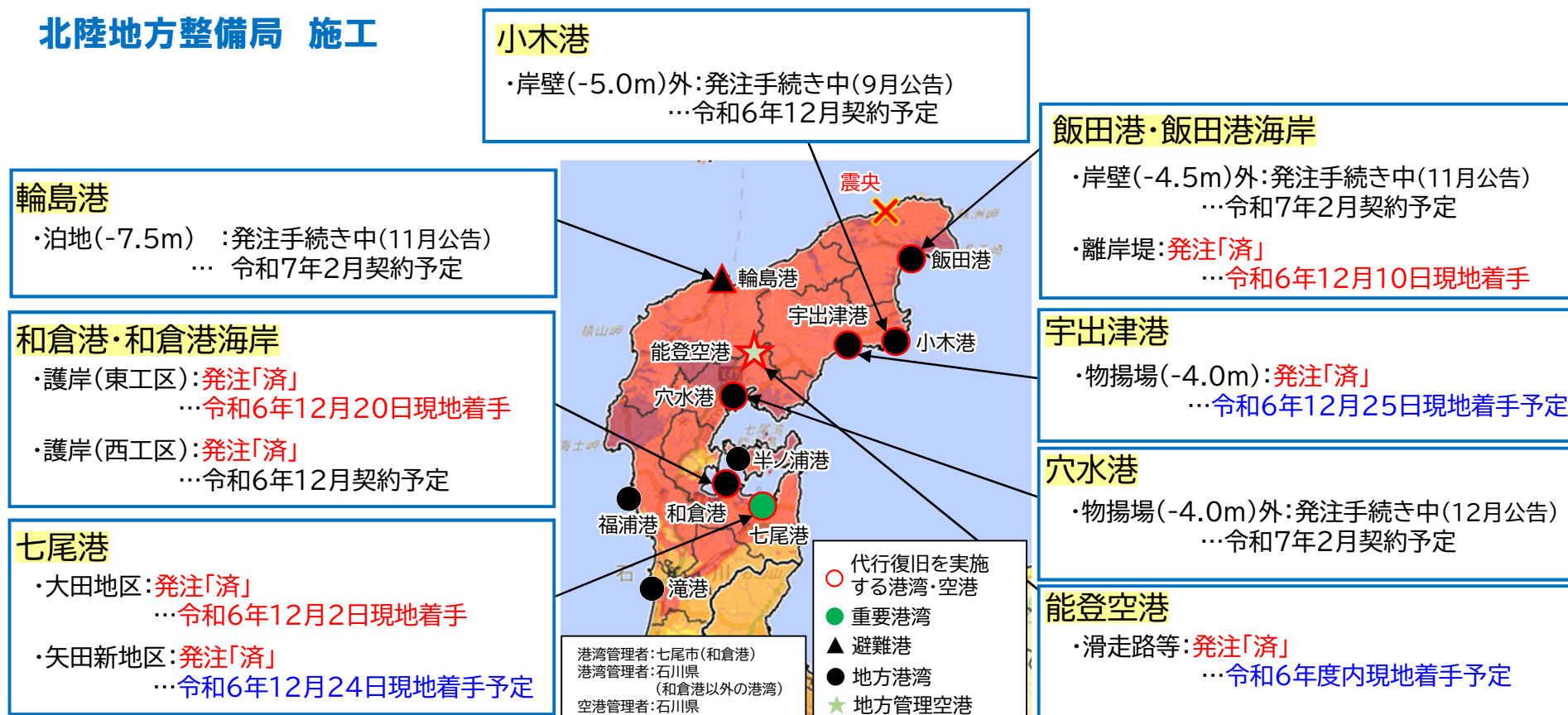
(令和6年11月末時点の速報値)



能登半島地域において被災した港湾・空港等の取組状況【令和6年12月23日現在】

- 七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港の計6港について、令和6年1月2日より石川県からの要請により港湾施設の一部管理を北陸地方整備局が実施(令和6年8月1日迄)。応急復旧で利便性を改善。
- 被災した施設の本格的な復旧工事を迅速に進めるため、上記6港に伏木富山港、和倉港を加えた計8港及び能登空港について、北陸地方整備局が代行復旧。
- 本年12月2日に七尾港大田地区で現地着手し、12月中に計5件の工事について現地着手予定。
- その他の5件の工事について契約手続きを進めているところ。引き続き、早期復旧に向けて取り組む。

北陸地方整備局 施工



能登半島地域において被災した港湾・空港等の取組状況【令和6年12月23日現在】

- 石川県においても、北陸地方整備局と連携し、復旧工事を迅速に進めている。
- 地盤隆起による被害が大きい輪島港では、応急工事により、段階的に供用させながら、順次操業再開に向け取り組んでおり、引き続き浚渫工事を促進するとともに、被災施設の復旧工事を本格化する。
- 能登食祭市場のある七尾港(七尾マリニパーク)については、来年1月より現地着手を予定しており、早期復旧に向け取り組む。
- その他の港湾についても利用が多い施設など優先度の高い施設から、順次、早期の機能確保に向け、復旧工事の発注準備を進めているところ。

石川県 施工

輪島港

- ・さん橋-4.0m:発注「済」
- ・物揚場-4.0m、物揚場-3.0m
:発注「済」12月契約予定
…令和7年2月頃現地着手予定
- ・泊地:浚渫工事実施中

飯田港

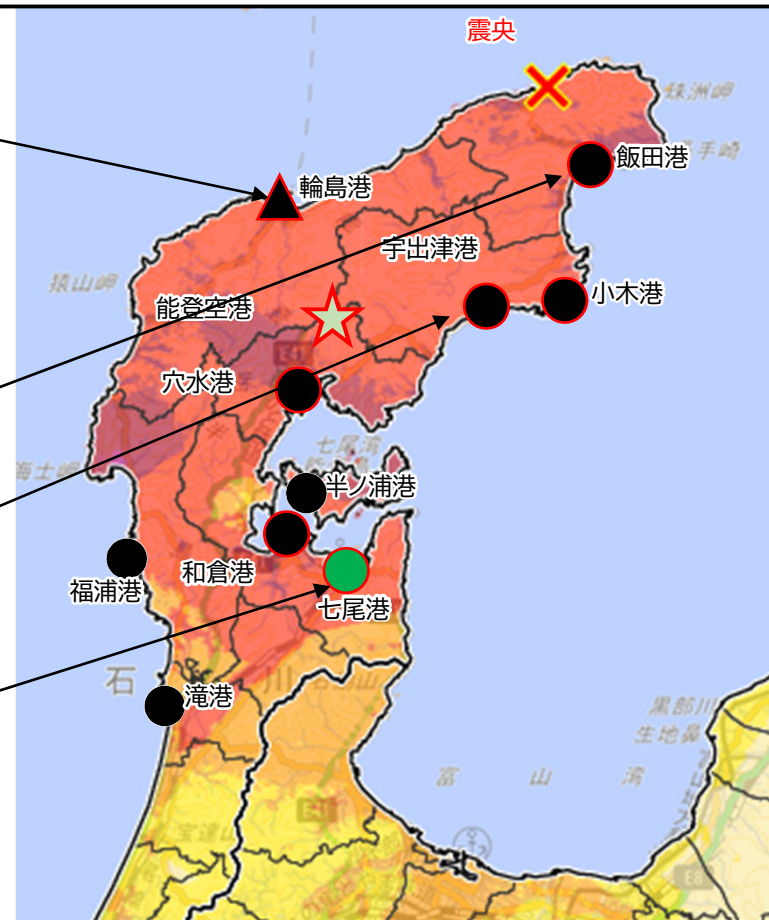
- ・物揚場-4.0m:発注準備中

宇出津港

- ・いやさか広場(駐車場):7月復旧「完了」
- ・物揚場-3.0m:発注準備中

七尾港

- ・護岸、広場(七尾マリニパーク):一部発注「済」
…令和7年1月現地着手予定
- ・物揚場-2.0m(矢田新地区):発注「済」
…令和7年春頃現地着手予定



利用を確保しながら段階復旧(輪島港)

- 能登半島地震により地盤の隆起が発生し、輪島港の漁船だまりで、座礁や損傷により約200隻の漁船が身動きが取れない事態が発生。
- 北陸地方整備局及び石川県が連携して、11月からのズワイガニ漁の再開等にあわせた、利用を確保しながら段階的な復旧を実施。
- 輪島港において、引き続き、利用を確保しながら段階的工事を進め、令和8年度中を目途に可能な限り早期の完成を目指す。



応急復旧状況



浚渫状況(2/16~7/23)

応急復旧状況



①仮棧橋設置状況(4月23日)

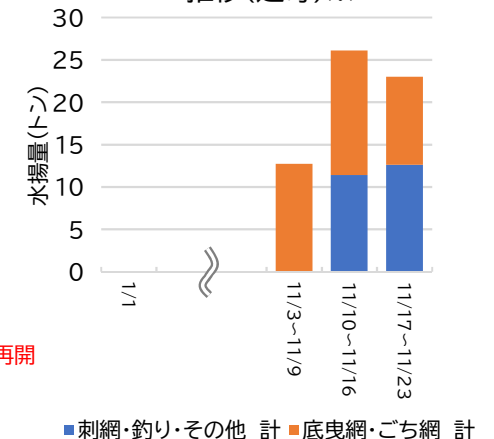
応急復旧状況



②仮棧橋設置状況(6月26日)

- ◆ 2/16~国による浚渫開始
 - 4/12 県による仮棧橋①設置完了
 - 6/26 県による仮棧橋②設置完了
 - 7/12~海女のモズク漁試験的に再開
- ◆ 7/23 国による浚渫完了
 - 8/5~県の本復旧(浚渫)開始
 - 9/5~こぎ刺網の漁場環境調査開始
 - 9/17~刺し網の漁場環境調査開始
 - 10/1~底曳網の漁場環境調査開始
 - 10/末 県による浚渫(1工区)完了
 - 11/8 ズワイガニ漁解禁後の底曳網漁再開
 - 11/12 地震後初の刺し網漁の水揚げ

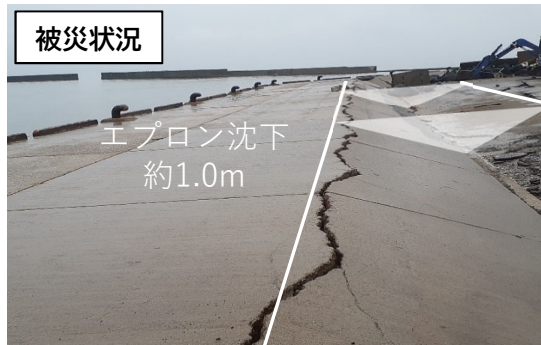
輪島港 2024年の水揚量推移(週毎)※



出典:石川県水産総合センター漁況週報(R6.11.26時点)をもとに北陸地整作成
※グラフ中の水揚量は、一部他港での水揚量も含む数値である

利用を確保しながら段階的復旧（珠洲市：飯田港）

○ 主要係留施設について、災害廃棄物の搬出等の利用を確保しながら段階的工事を進め、令和7年度末までの完成を目指す。



岸壁(-4.5m)被災状況



岸壁(-4.5m)応急復旧状況 (1/9完了)



災害廃棄物の搬出状況



飯田港

石川県



エプロン背後陥没



沈船撤去



復旧資材（碎石）の集積状況



岸壁(-4.5m)



飯田港の岸壁配置図

段階的復旧

	岸壁(-4.5m)	
	①80m	②130m
第1段階	応急復旧	○(暫定利用可)
第2段階	○(暫定利用可) ※災害廃棄物搬出に利用	復旧工事
第3段階	○(暫定利用可)	復旧工事
第4段階	復旧工事	○(利用可)
第5段階	○(利用可)	

利用を確保しながら段階的復旧(金沢市：金沢港)

- 主要係留施設及び背後のふ頭用地について、荷役作業が可能となるよう応急復旧を進めると共に、利用を確保しながら段階的工事を進め、令和7年度末までの完成を目指す。



戸水岸壁(-10m)の被害状況



地震による裏埋土の液状化



岸壁が変位し上部工にクラック

御供田1号岸壁(-10m)の被害状況



岸壁の変位の影響と思われるクラック



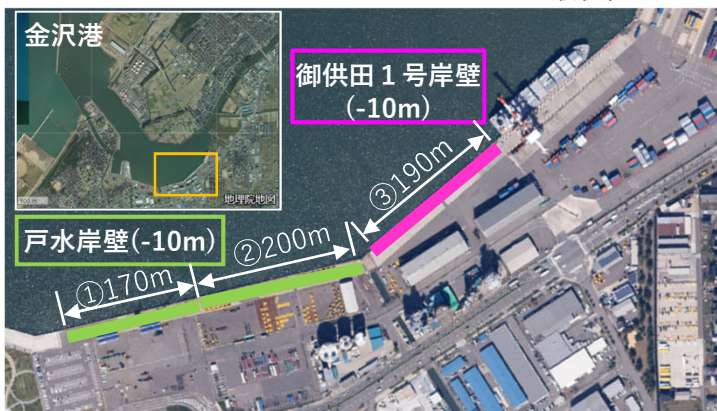
液状化によるエプロンの沈下



応急復旧後の利用状況



御供田1号岸壁(-10m)にてコンクリートブロックに係船柱として能登半島地震後初めて金沢港にセメント船が入港(6月5日)



戸水岸壁(-10m)・御供田1号岸壁(-10m)平面図

段階的復旧

	戸水岸壁 ①170m		御供田岸壁 ③190m
第1段階	×(利用不可)		応急復旧
第2段階	×(利用不可)	復旧工事	○(暫定利用可) ※セメント船で利用
第3段階	復旧工事	○(利用可)	復旧工事
第4段階		○(利用可)	

利用を確保しながら段階的復旧(七尾市：七尾港(大田地区))

○ 主要係留施設について、利用を確保しながら段階的工事を進め、令和7年度末までの完成を目指す。



液状化によるエプロンの沈下(物専岸壁)



液状化によるエプロンの沈下(2号岸壁)



被災状況

上部工のはらみ出し

噴砂
上部工のはらみ出し(最大1.4m)
段差(最大1m)

岸壁法線のずれと噴砂(物専岸壁)



応急復旧状況

アスファルトによるエプロン応急復旧
(3号岸壁)

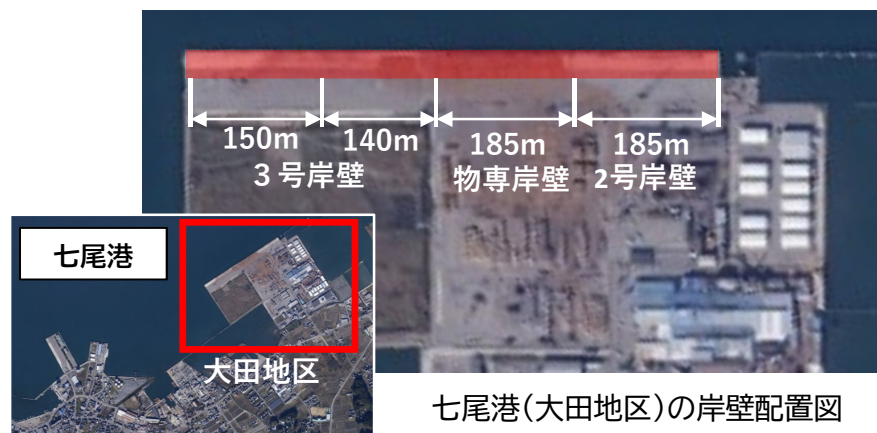


七尾港
石川県



応急復旧後の利用状況

木材の荷役状況(3号岸壁)



七尾港(大田地区)の岸壁配置図

段階的復旧

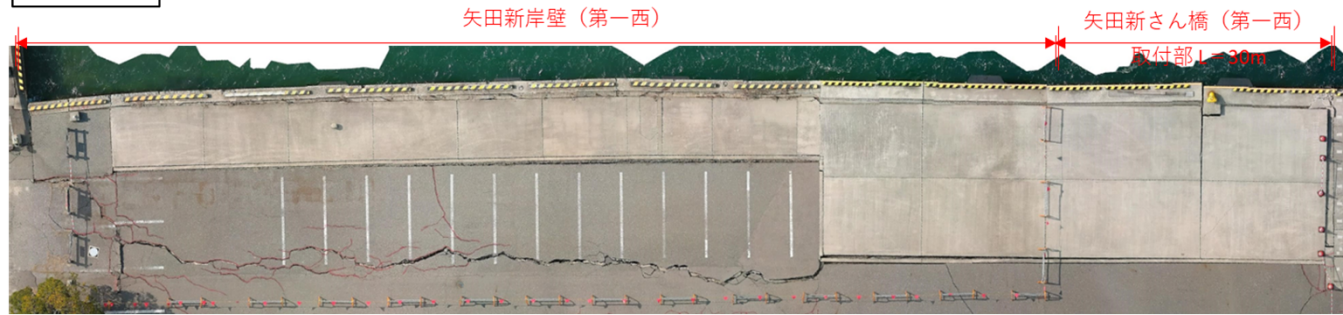
第1段階
第2段階
第3段階
第4段階
第5段階

	大田3号 150m	大田物専 140m	大田2号 185m
第1段階	応急復旧	×(利用不可)	
第2段階	○(暫定利用可)	復旧工事	
第3段階	○(暫定利用可)	復旧工事	○(利用可)
第4段階	復旧工事	○(利用可)	復旧工事
第5段階	○(利用可)		

利用を確保しながら段階的復旧(七尾市：七尾港(矢田新地区))

- 主要係留施設について、利用を確保しながら段階的工事を進め、令和7年度末までの完成を目指す。

被災状況



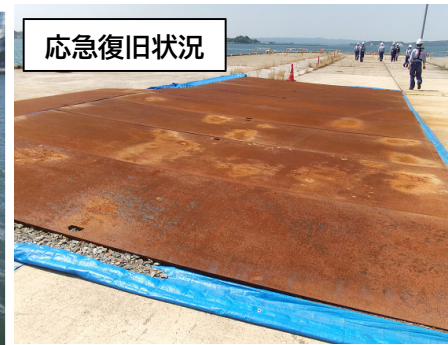
被災後のオルソ画像



背後のひび割れ（第一西岸壁(-5.5m)）



法線のはらみ出し



段差養生（第一西岸壁(-7.5m)）



クルーズ船「にっぽん丸」着岸（9月19日）



七尾港(矢田新地区)の岸壁配置図

段階的復旧

	第一西(-7.5m) 220m	第一西(-5.5m) 65m	第二東(-9m) 165m
第1段階	応急復旧	×(利用不可)	
第2段階	○(暫定利用可)	復旧工事	×(利用不可)
第3段階	復旧工事	○(利用可)	復旧工事
第4段階	○(利用可)		

地域の生業の再建に向け、和倉温泉の護岸の復旧を推進

- 七尾市からの要請を受け、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、北陸地方整備局が権限代行で和倉温泉の旅館やその付近の被災した護岸の復旧を行うこととしており、特に被災の大きな護岸の応急復旧を実施し、石川県が実施した応急復旧とあわせて令和6年7月1日までに完了。
- 同年9月26日に、和倉温泉護岸復旧会議において、「和倉温泉護岸復旧方針」を関係者ととりまとめ、その方針に従い、北陸地方整備局が主導して、護岸の復旧・再整備を実施。
- 護岸の復旧工事について、令和6年12月20日に現地着手し、令和8年度中を目途に可能な限り早期の完成を目指す。



護岸傾斜



護岸傾斜



土のう設置



護岸崩壊及び傾斜



護岸崩壊



応急復旧工事完了

護岸復旧方針の概要 【護岸復旧のポイント】

ポイント①

1日も早いなりわい再生のための
護岸の早期復旧・再整備

護岸と旅館建物の復旧等を同時に進めることで、温泉地域全体の復旧工事期間をできる限り短縮。

ポイント②

和倉温泉の**魅力の維持**

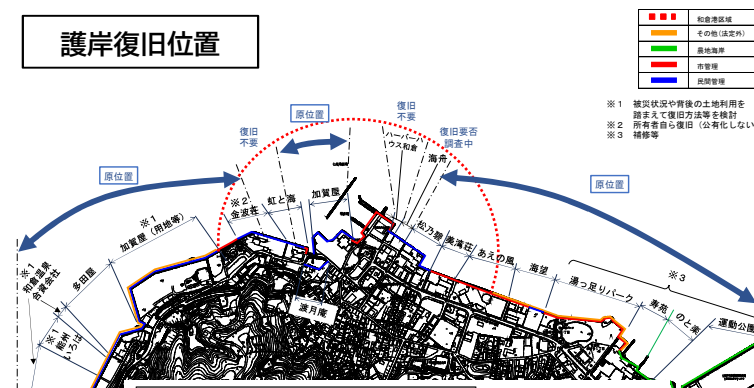
可能な限り護岸の高さを変えずに復旧・再整備することで、眺望に配慮。

ポイント③

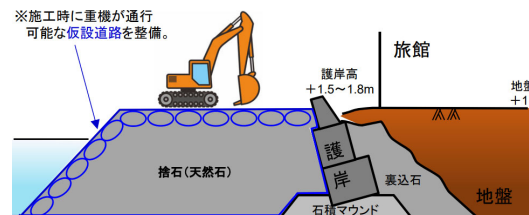
周辺の**環境に配慮**

天然石を使用し、護岸を藻場造成の場として活用することで、**水産振興**にも寄与。

護岸復旧位置

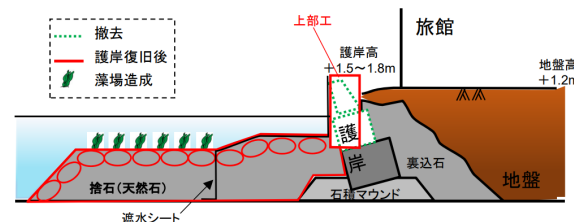


護岸復旧工事の施工中のイメージ



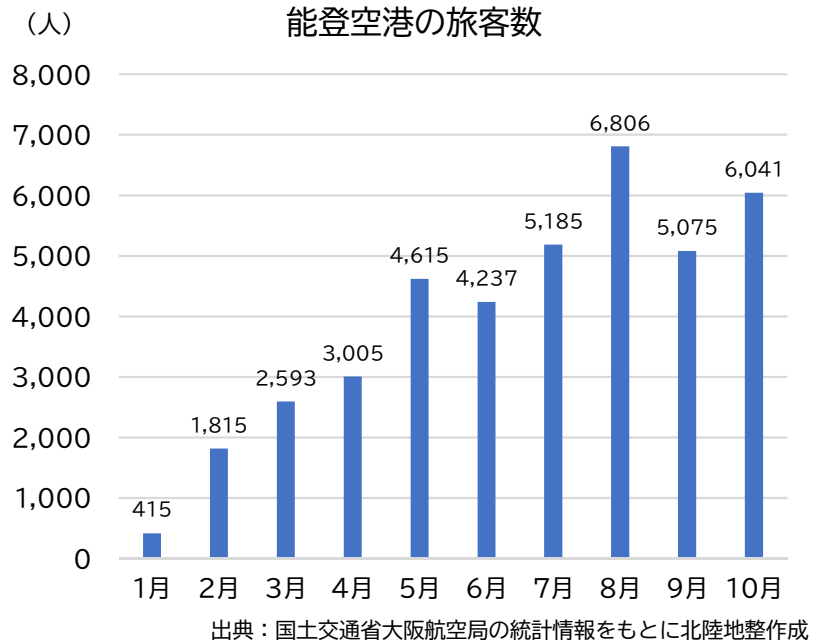
護岸復旧後のイメージ

※被災した護岸や土のうの一部を撤去し、護岸の上部工を設置。仮設道路を下げて土留めとして利用し水面下に藻場造成。（護岸の状況によっては、上部工が原位置より少し海側になる可能性がある。）



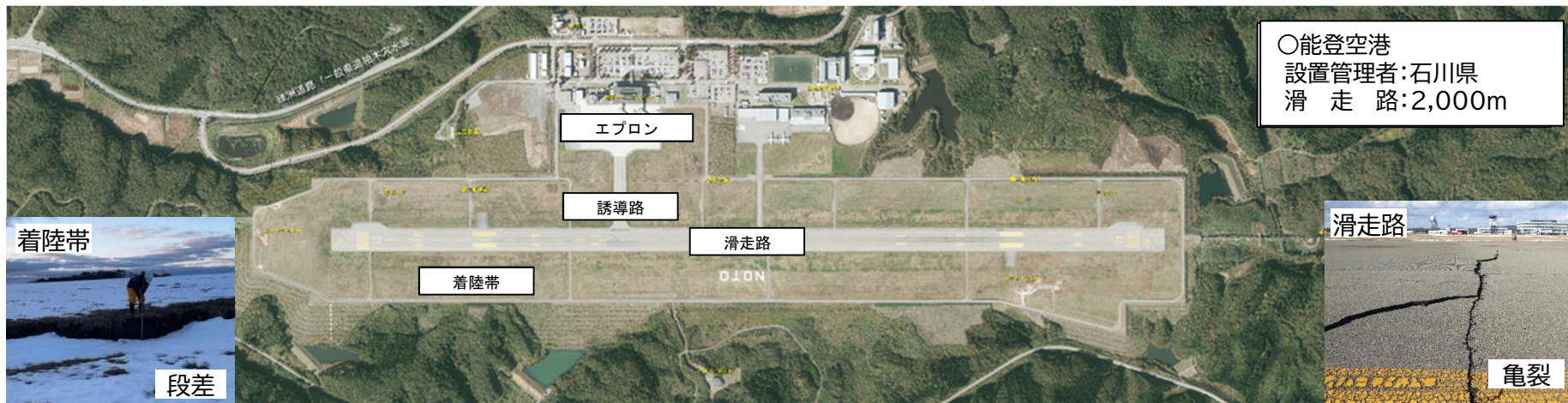
利用を確保しながら能登空港の復旧を推進

- 震度6強を観測した能登空港では、滑走路や誘導路等に多数の亀裂や損傷が生じるなど甚大な被害が発生。
- 円滑かつ迅速な復興のため、災害を受けた空港の施設の早急な復旧が必要であることから、大規模災害からの復興に関する法律に基づく権限代行により、空港管理者である石川県に代わって、北陸地方整備局が本格的な災害復旧工事を実施。
- 応急復旧により、1月27日から1日1往復運航が再開し、10月末までに延べ39,787人が利用。12月25日から
は地震前と同じ1日2往復運航が再開予定。
- また、日本航空大学校石川の学生が飛行訓練を9月から再開。
- 滑走路等の主要な施設について、利用を確保しながら復旧を進め、令和7年度末までの完成を目指す。

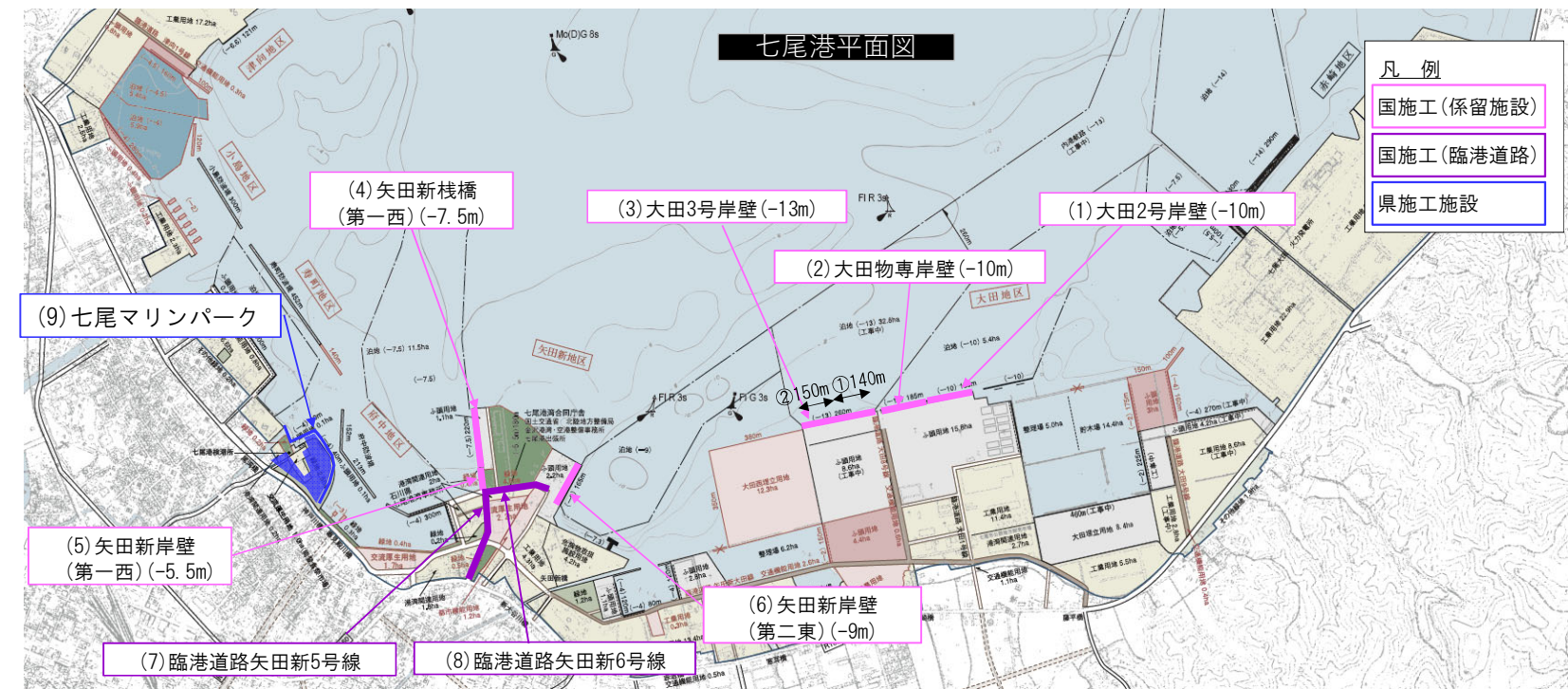


主な被災箇所

滑走路に多数の亀裂、着陸帯に段差、場周道路の陥没、調節池に亀裂、灯火の破損が生じるとともに、その他施設が被災。



※上記以外に、排水溝、保安道路、場周道路、場周柵、調節池、のり面、道路駐車場も実施予定



【大田地区】

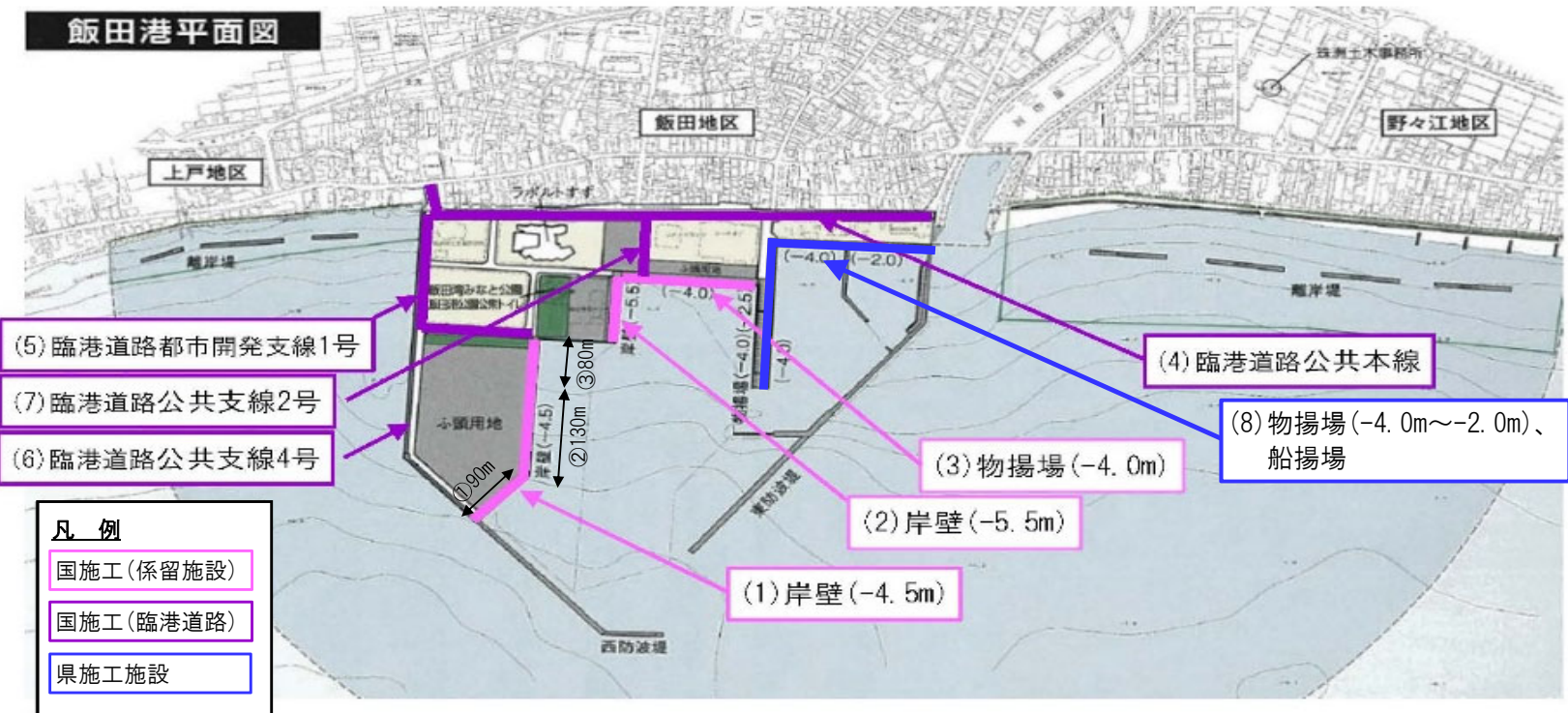
- 当面、大田3号岸壁(-13m)を暫定利用しつつ、令和6年12月から大田2号岸壁(-10m)及び大田物専岸壁(-10m)の復旧工事を開始。
- 大田2号岸壁の供用後、大田3号岸壁①140mの復旧工事をを行う。また、大田3号岸壁の①140m部分供用後、残り②150mの復旧工事をを行う。
- 令和8年1月～3月頃、大田2号岸壁、大田物専岸壁、大田3号岸壁の全延長供用を目指す。
- なお、大田2号岸壁の供用は令和7年4月～6月頃、大田3号岸壁①140mの部分供用は令和7年10月～12月頃を目指す。

【矢田新地区】

- 当面、矢田新棧橋(第一西)(-7.5m)及び矢田新岸壁(第二東)(-9.0m)を暫定利用。令和6年12月から矢田新棧橋(第一西)及び矢田新岸壁(第一西)(-5.5m)の復旧工事を開始。
- 令和7年4月～6月頃から矢田新岸壁(第二東)(-9.0m)の復旧工事をを行う。
- 令和8年1月～3月頃、矢田新棧橋(第一西)、矢田新岸壁(第一西)、矢田新岸壁(第二東)の全延長供用を目指す。
- なお、矢田新岸壁(第一西)の供用は令和7年1月～3月頃、矢田新岸壁(第二東)及び矢田新棧橋(第一西)の供用は令和8年1月～3月頃を目指す。

施設名等	現状	復旧の見通し（目標）
【国施工(係留施設)】 (1)大田2号岸壁(-10m) 185m	利用不可	令和7年4月～6月頃（全延長供用）
(2)大田物専岸壁(-10m) 185m	利用不可	令和8年1月～3月頃（全延長供用）
(3)大田3号岸壁(-13m) 290m（内、取付け30m）	暫定利用可 （令和7年4月～6月頃まで 290m） （令和7年4月～6月頃から令和7年10月～12月頃まで ②150m）	令和7年10月～12月頃（①140m 部分供用） 令和8年1月～3月頃（全延長供用）
(4)矢田新棧橋（第一西）(-7.5m) 220m	制限付き暫定利用可 （令和7年1月～3月頃まで 220m） 1）慎重に接岸させること。 2）陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、棧橋上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3）エプロン部及び渡版部（あわせて岸壁法線から約11m程度）には重量物を載せないこと。	令和8年1月～3月頃（全延長供用）
(5)矢田新岸壁(第一西)(-5.5m) 60m	利用不可	令和7年1月～3月頃（全延長供用）
(6)矢田新岸壁(第二東)(-9m) 165m	制限付き暫定利用可 1）慎重に接岸させること。 2）陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、棧橋上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3）棧橋の上部（岸壁法線から約10m）には重量物は載せないこと。	令和8年1月～3月頃（全延長供用）
【国施工(臨港道路)】 (7)臨港道路矢田新5号（9×327m） (8)臨港道路矢田新6号（9×250m）	—	令和8年1月～3月頃（供用）
【県施工施設】 (9)七尾マリナーパーク	—	令和8年1月～3月頃（段階的に復旧）

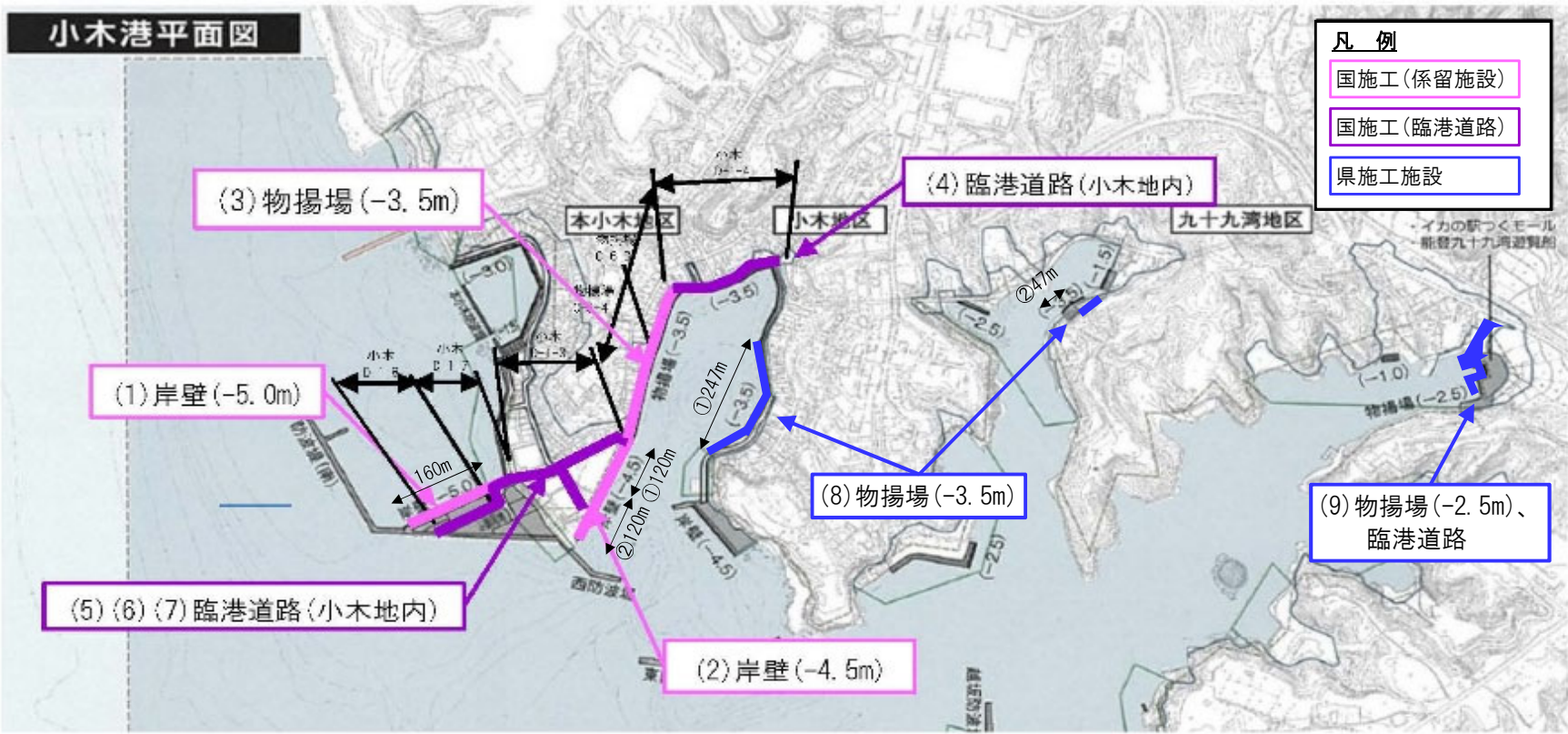
※本資料は、現在想定している各施設の工事着手の見通し及びスケジュールの目標であり、今後の各施設の設計、関係者調整、工事等の進捗状況により変わる可能性があります。今後、随時更新予定です。



- 当面、岸壁(-4.5m)②130mを暫定利用しつつ、令和7年1月～3月頃から岸壁(-4.5m)①90mの復旧工事を行う。
- 岸壁(-4.5m)①90mの部分供用後、暫定利用している②130m、残り③80mの順に復旧工事を行う。
- 令和8年1月～3月頃、岸壁(-4.5m)の全延長供用を目指す。
- なお、岸壁(-4.5m)①90mの部分供用は令和7年7月～9月頃、②130mの部分供用は令和7年10月～12月頃を目指す。

施設名等	現状	復旧の見通し（目標）
【国施工(係留施設)】 (1)岸壁(-4.5m) 300m	制限付き暫定利用可 (令和7年7月～9月頃まで 130m) 1) 岸壁前面水深が最大1m程度浅くなっている状況	令和7年7月～9月頃 (①90m 部分供用) 令和7年10月～12月頃 (220m ①90m+②130m 部分供用) 令和8年1月～3月頃 (全延長供用)
(2)岸壁(-5.5m) 100m	利用不可	復旧方針検討中
(3)物揚場(-4.0m) 180m	利用不可	復旧方針検討中
【国施工(臨港道路)】 (4)公共本線 691.5m (5)都市再開発支線1号 312m (6)公共支線4号 303m (7)公共支線2号 80m	—	令和8年1月～3月頃 (供用)
【県施工施設】 (8)物揚場(-4.0m～-2.0m) 331.3m 船揚場 70m	暫定利用可	令和8年1月～3月頃 (段階的に復旧)

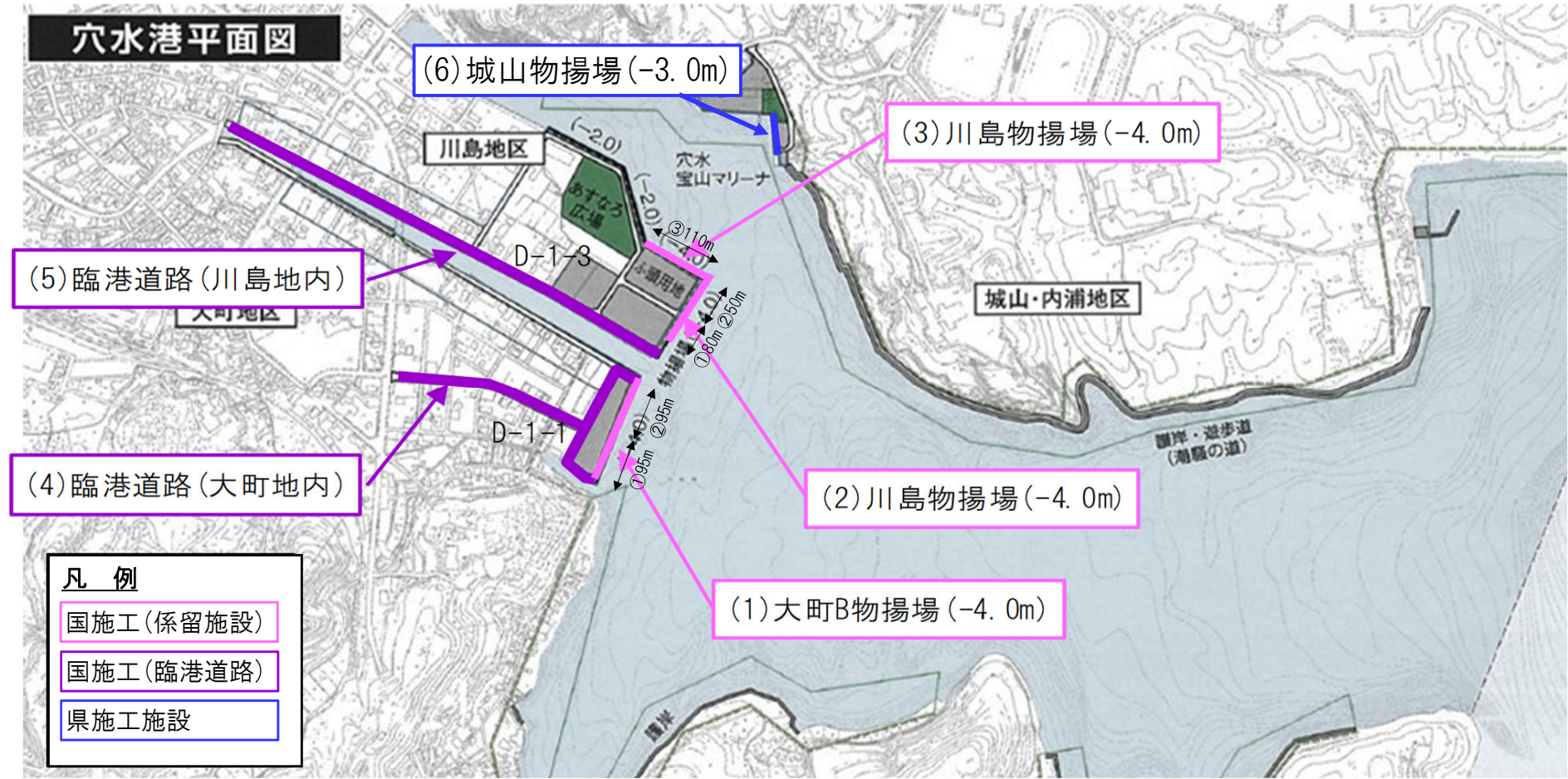
※本資料は、現在想定している各施設の工事着手の見通し及びスケジュールの目標であり、今後の各施設の設計、関係者調整、工事等の進捗状況により変わる可能性があります。今後、随時更新予定です。



- 当面、令和7年1月～3月頃から、岸壁(-4.5m)の一部②120m及び岸壁(-5.0m)の復旧工事を行う。
- 岸壁(-4.5m)②120m部分供用後、残り①120mの復旧工事を行う。
- 令和7年4月～6月頃から、物揚場(-3.5m)の復旧工事を行う。
- 令和7年7月～9月頃、岸壁(-4.5m)の全延長供用を目指す。
- 令和8年1月～3月頃、岸壁(-5.0m)、物揚場(-3.5m)の全延長供用を目指す。
- なお、岸壁(-4.5m)の②120mの部分供用は令和7年4月～6月頃を目指す。

施設名等	現状	復旧の見通し（目標）
【国施工(係留施設)】 (1)岸壁(-5.0m) 160m	一部暫定利用可 (令和6年12月頃まで 90m)	令和8年1月～3月頃（全延長供用）
(2)岸壁(-4.5m) 240m	制限付き暫定利用可 (令和6年12月頃まで 240m) (令和7年1月～3月頃まで ①120m) 1) 岸壁前面水深が最大1m程度浅くなっている状況	令和7年4月～6月頃（②120m 部分供用） 令和7年7月～9月頃（全延長供用）
(3)物揚場(-3.5m) 300m	一部暫定利用可	令和8年1月～3月頃（全延長供用）
【国施工(臨港道路)】 (4)臨港道路(小木地内) 6.0×285m (5)臨港道路(小木地内) 5.5×207.7m (6)臨港道路(小木地内) 6.0×117m (7)臨港道路(小木地内) 6.0×199.6m	—	令和8年1月～3月頃（供用）
【県施工施設】 (8)物揚場(-3.5m) ①247m ②47m	①暫定利用可 ②利用不可	①令和8年1月～3月頃（段階的に復旧） ②令和7年7月～9月頃
(9)物揚場(-2.5m) 116m 臨港道路 76m	利用不可	令和7年10月～12月頃（段階的に復旧）

※本資料は、現在想定している各施設の工事着手の見通し及びスケジュールの目標であり、今後の各施設の設計、関係者調整、工事等の進捗状況により変わる可能性があります。今後、随時更新予定です。

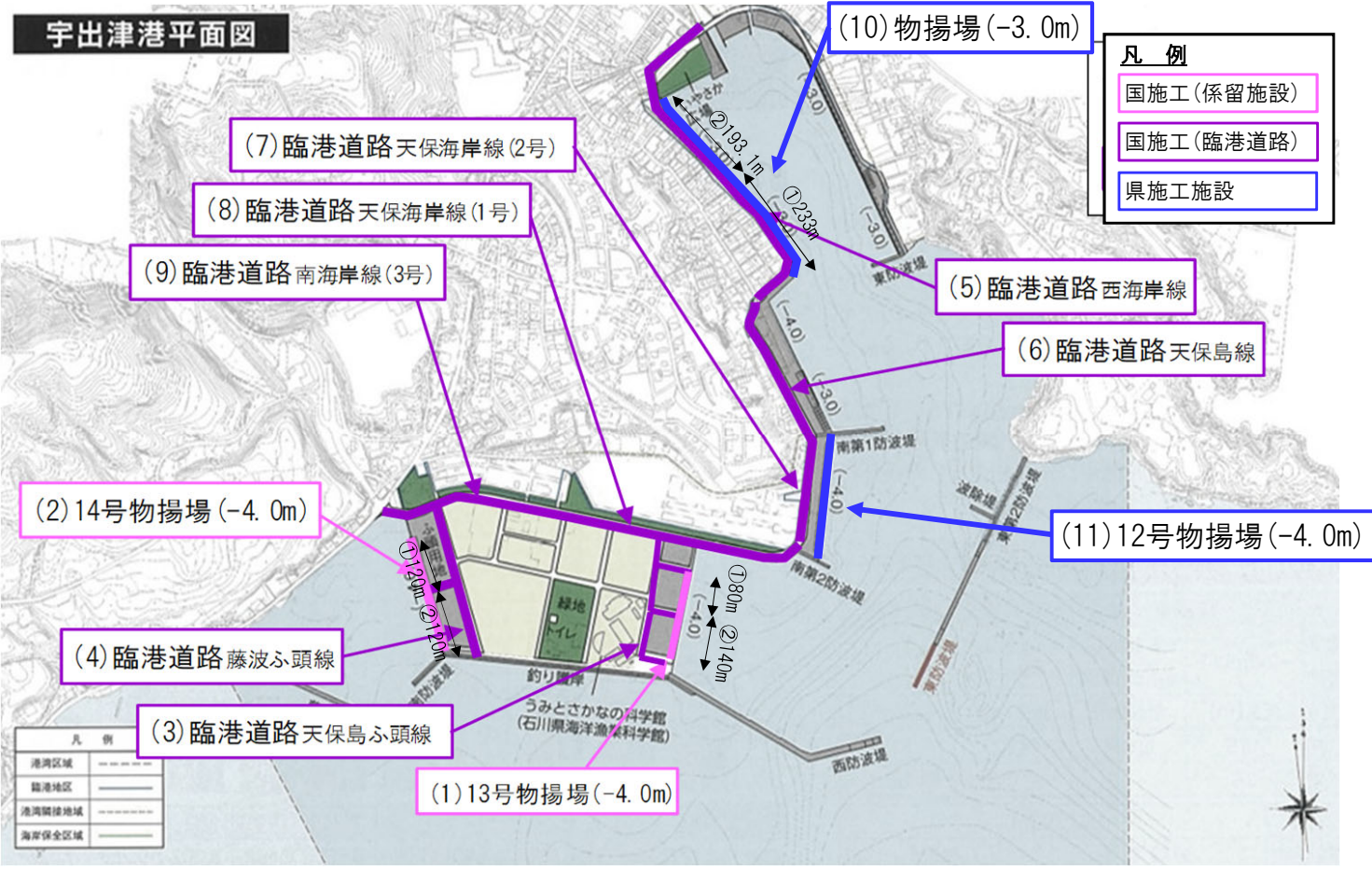


- 当面、大町B物揚場(-4.0m)の190m及び川島物揚場(-4.0m)の①80mを暫定利用しつつ、令和7年1月～3月頃から大町B物揚場(-4.0m)の①95mの復旧工事を行う。
- 大町B物揚場②95mを暫定供用しつつ、令和7年7～9月頃、大町B物揚場①95mの部分供用を目指す。
- 大町B物揚場①95m供用後、大町B物揚場②95mの復旧工事を行い、令和8年1月～3月頃、大町B物揚場全延長供用を目指す。
- 令和6年10月より、災害廃棄物の搬出が開始されたことから、川島物揚場の復旧工事着手は調整中であるが、川島物揚場③110mから復旧工事を行い、川島物揚場③110m部分供用後、残り130m(①80m+②50m)の復旧工事を行う。
- 川島物揚場は、令和8年1～3月頃的全延長供用を目指す。

施設名等	現状	復旧の見通し（目標）
【国施工(係留施設)】 (1)大町B物揚場(-4.0m) 190m	制限付き暫定利用可 (令和7年7月～9月頃まで 95m) 1) 慎重に接岸させること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、栈橋上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。	令和7年7月～9月頃 ①95m部分供用 令和8年1月～3月頃（全延長供用）
(2)川島物揚場(-4.0m) ①80m+②50m (3)川島物揚場(-4.0m) ③110m	①制限付き暫定利用可 (令和7年7月～9月頃まで 80m) 1) 慎重に接岸させること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、栈橋上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3) エプロン部には重量物を載せないこと。 4) 渡版のない区間があるため注意すること。 ②利用不可 ③利用不可	着手時期調整中：令和8年1月～3月頃（全延長供用）
【国施工(臨港道路)】 (4)臨港道路（大町地内） 6.0×570m (5)臨港道路(川島地内) 6.0×570.6m	—	令和8年1月～3月頃（供用）
【県施工施設】 (6)城山物揚場(-3.0m) 40m	利用不可	令和7年10月～12月頃

※本資料は、現在想定している各施設の工事着手の見通し及びスケジュールの目標であり、今後の各施設の設計、関係者調整、工事等の進捗状況により変わる可能性があります。今後、随時更新予定です。

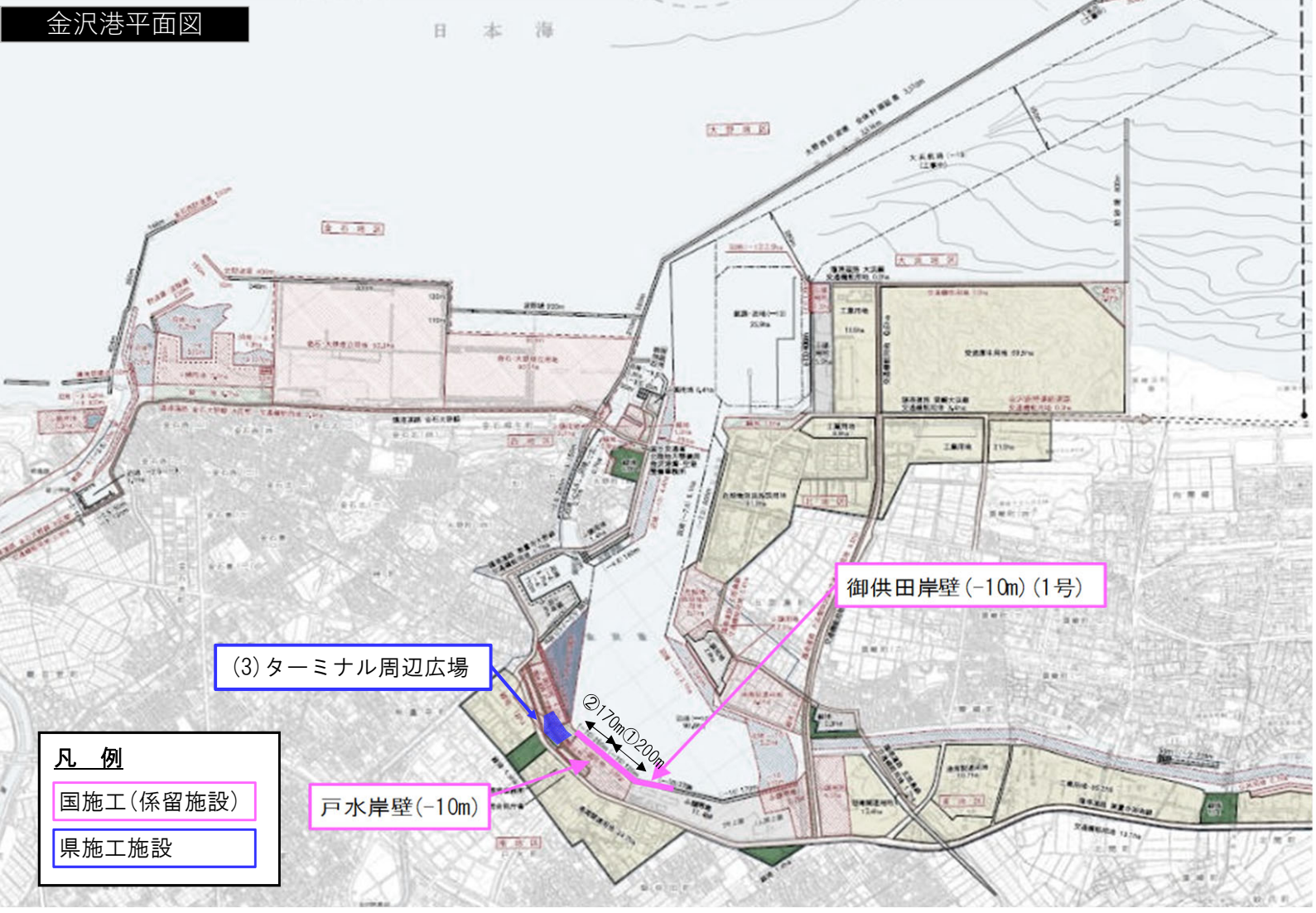
宇出津港平面図



- 当面、13号物揚場(-4.0m)の応急復旧区間①80mを暫定利用しつつ、令和6年12月から、14号物揚場(-4.0m)の一部①120mの復旧工事を開始。
- 14号物揚場の①120m部分供用後、13号物揚場の②140mの復旧工事をを行う。
- 13号物揚場の②140m部分供用後、14号物揚場の②120mの復旧工事をを行う。14号物揚場供用後、暫定利用している①80mの復旧工事をを行う。
- 令和7年9月～12月頃に14号物揚場、また令和8年1月～3月頃に13号物揚場の全延長供用を目指す。
- なお、14号物揚場の①120m部分供用は令和7年1月～3月頃、13号物揚場の②140m部分供用は令和7年7月～9月頃を目指す。

施設名等	現状	復旧の見通し（目標）
【国施工(係留施設)】 (1)13号物揚場(-4.0m) 220m(うち、取り付け部60m)	一部暫定利用可 (令和7年10月～12月頃まで 80m)	令和7年7月～9月頃 (②140m 部分供用) 令和8年1月～3月頃 (全延長供用)
(2)14号物揚場(-4.0m) 240m(うち、取り付け部40m)	利用不可	令和7年1月～3月頃 (①120m 部分供用) 令和7年10月～12月頃 (全延長供用)
【国施工(臨港道路)】 (3)天保島ふ頭線 6.0×590m (4)藤波ふ頭線 6.0×392.5m (5)西海岸線 5.5×661m (6)天保島線 5.5×341m (7)天保海岸線(2号) 6.5×105m (8)天保海岸線(1号) 6.5×199m (9)南海岸線(3号) 6.5×604m	—	令和8年1月～3月頃 (供用)
【県施工施設】 (10)物揚場(-3.0m) 426.1m	暫定利用可	①令和7年7月～9月頃 (233m部分供用) ② 令和8年1月～3月頃 (全延長供用)
(11)12号物揚場(-4.0m) 299m	暫定利用可	令和7年8月～10月頃 (段階的に復旧)

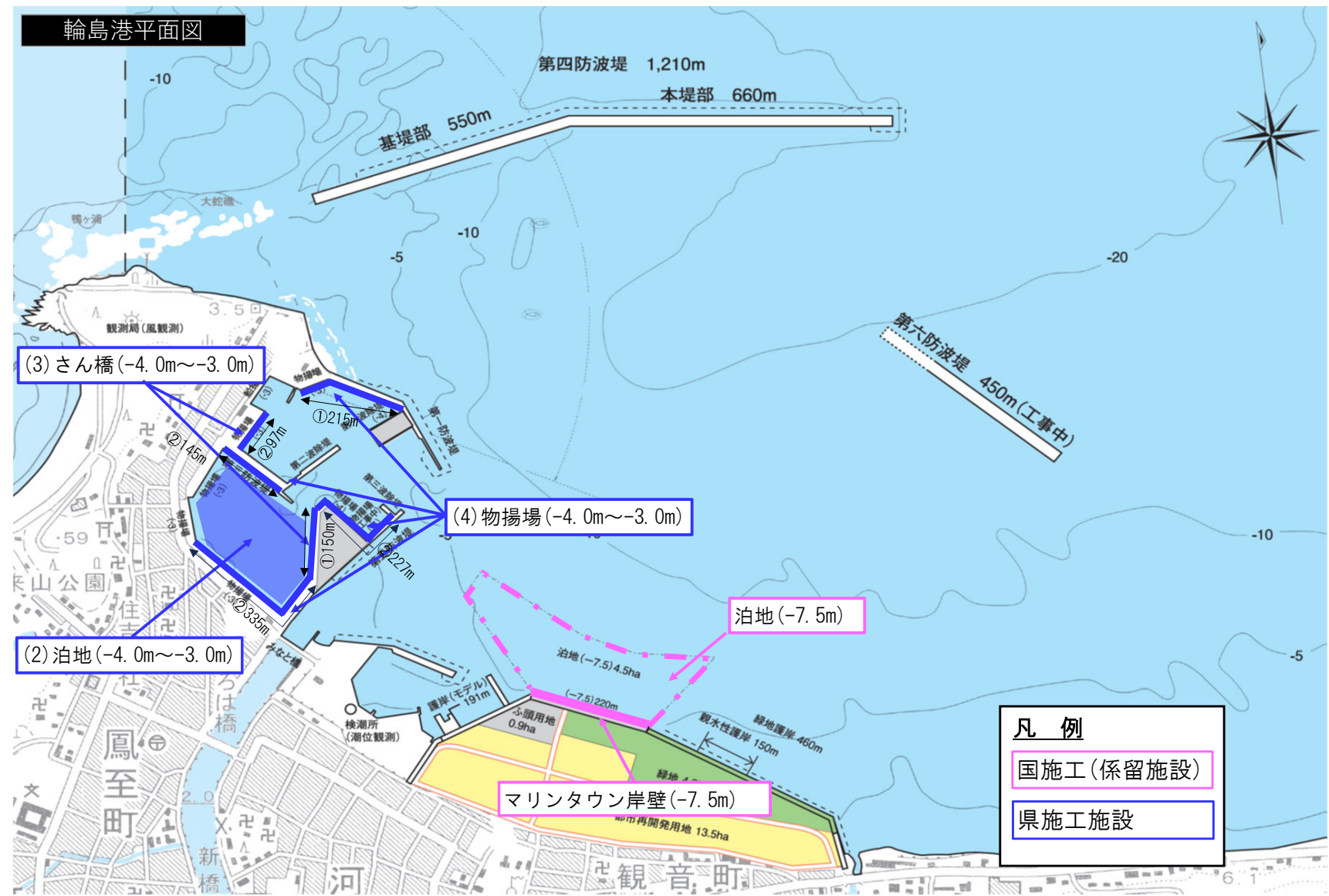
※本資料は、現在想定している各施設の工事着手の見通し及びスケジュールの目標であり、今後の各施設の設計、関係者調整、工事等の進捗状況により変わる可能性があります。今後、随時更新予定です。



- 当面、御供田岸壁(-10m)を暫定利用しつつ、令和6年内より、戸水岸壁(-10m)の復旧工事を行う。
- 戸水岸壁の①200m部分供用後、戸水岸壁の残り②170m部分の復旧工事を行う。
- 御供田岸壁(-10m)は暫定利用しつつ、令和7年4月～6月頃より一部復旧工事に着手、戸水岸壁の①200m部分供用後、暫定利用を取り止め本格的に復旧工事を行う。
- 令和8年1月～3月頃、御供田岸壁及び戸水岸壁の全延長供用を目指す。
- なお、令和7年7月～9月頃、戸水岸壁の①200mの部分供用を目指す。

施設名等	現状	復旧の見通し（目標）
【国施工(係留施設)】 (1)御供田岸壁(-10m)(1号) 190m	制限付き暫定利用可 （令和7年4月～6月頃まで 190m） 1）慎重に接岸させること。 2）陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3）西側から5～9番の係船柱が使用不可であり、仮設係留設備を設置しているため、係留ロープの取り方には十分注意すること。 4）エプロン部（岸壁法線から約15m程度）には重量物を載せないこと。	令和8年1月～3月頃（全延長供用）
(2)戸水岸壁(-10m) 370m	利用不可	令和7年7月～9月頃（①200m 部分供用） 令和8年1月～3月頃（全延長供用）
【県施工施設】 (3) ターミナル周辺広場380m	—	令和7年1月～3月頃

※本資料は、現在想定している各施設の工事着手の見通し及びスケジュールの目標であり、今後の各施設の設計、関係者調整、工事等の進捗状況により変わる可能性があります。今後、随時更新予定です。



- 本年7月に、「輪島港復旧・復興プラン検討会」において策定した「短期の復旧方針」に基づき、マリンタウンの岸壁(-7.5m)及び泊地(-7.5m)は、原位置で復旧工事を進めることとしている。
- 当面、マリンタウン岸壁は暫定利用しつつ、令和7年4月～6月頃より泊地(沖側)の浚渫工事を行う。
- 泊地(沖側)の浚渫完了後、令和7年7月～9月頃よりマリンタウン岸壁の復旧工事を行う。
- 令和8年4月～6月頃より泊地(岸壁側)の浚渫工事を行う。
- 令和8年7月～9月頃よりマリンタウン岸壁を暫定供用、令和8年10月～12月頃、マリンタウン岸壁の供用を目指す。

施設名等	現状	復旧の見通し（目標）
【国施工(係留施設)】 (1)マリンタウン岸壁	制限付き暫定利用可 令和7年7月～9月頃まで	令和8年7月～9月頃（暫定供用:水深6m） 令和8年10月～12月頃（全延長供用）
【県施工施設】 (2)泊地(-4.0m～-3.0m) 82,000㎡	—	令和7年1月～3月頃
(3)さん橋(-4.0m～-3.0m) ①150m ②97m	暫定利用可	①令和7年5月～7月頃（段階的に復旧） ②令和7年8月～10月頃
(4)物揚場(-4.0m～-3.0m) ①215m ②707m	暫定利用可	①令和7年5月～7月頃（段階的に復旧） ②令和7年8月～10月頃（段階的に復旧）

※本資料は、現在想定している各施設の工事着手の見通し及びスケジュールの目標であり、今後の各施設の設計、関係者調整、工事等の進捗状況により変わる可能性があります。今後、随時更新予定です。